

## 特集 / 地方における入札制度改革の取り組み（長野県）

# 県の入札制度改革に対する 長野県建設業協会の取り組み

社団法人長野県建設業協会

### 1. はじめに

長野県建設業協会は、良質な社会資本の整備等を通じて地域社会の発展に貢献することをめざして努力している。

建設業の不祥事により公共工事と建設業界に対する厳しい批判が寄せられ、国民の信頼が著しく損なわれるに至ったことから平成6年に長野県建設業協会行動指針を定めて

- ・公正なルールを守る
- ・建設企業の社会的役割を果たす
- ・地域社会の一員として社会に貢献する活動を行う

とする3本の柱のもとに活動を行ってきた。

平成13年12月には「独占禁止法遵守の決意表明」を役員会議において決議し、平成14年1月には「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し、法の遵守の徹底を図ってきた。

長野県は、平成14年7月に県発注の公共工事等の入札および契約の適正化を図るために適正化法第15条に基づく「長野県公共工事入札制度改革適正化委員会」を設置し、11月から委託業務について入札制度改革の試行を開始した。

県が進める入札制度改革は「談合のしにくい入

札制度への改革」に重点がおかれ委託業務の試行の段階から数々の問題が指摘されていた。

### 2. 建設工事受注希望型競争入札の導入

平成15年2月から建設工事への試行が開始されるにあたり、長野県建設業協会は以下の6項目について、長野県知事、長野県公共工事入札制度改革適正化委員会委員長等に、要望を行った。

#### 要望事項

##### 1. 地域要件について

長野県が試行する受注希望型競争入札においては、（土木一式工事）

・原則県内一円.....8,000万円以上

・8,000万円未満.....原則県下4ブロック

としており、2月3日より試行しているが、下記のように地域の拡大及び対象金額の増額を要望する。

・原則県内一円.....1億6,000万円以上（土木一式工事）

・8,000万円未満.....原則県下10ブロック（現広域市町村圏別）

建築・舗装・その他工事についても上記に準じて引き上げをする。

#### 理由

「災害時における応急対策業務」については、県下各地方事務所長と災害協定を締結しており、災害が発

生じた折の迅速・的確な対応と除雪作業等から地域の業者が日頃より地域の実状を把握しておくことが重要である。

県内一円を1億6,000万円以上としたことについて昭和57年10月1日付「土木施工管理技術検定制度等の活用」の通達（直轄）によると、1級土木施工管理技士は工事請負契約予定金額1億6,000万円以上の工事や、大規模な土木工事等の主任技術者として活用することとしている。

## 2. 新しい最低制限価格制（変動最低制限価格制）の導入について

「公共工事入札等適正化委員会」においては、変動最低制限価格制を検討するとしているが、ダンピング防止、工事品質確保・安全性のうえから固定価格方式最低制限価格制度を要望する。

その水準としては、良質な構造物を確保し、企業経営が安定し継続できる、85%を下限度とする。

最低価格が入札者に不明となるように予定価格の事前公表は中止する。

### 理由

適正な価格での入札のみによって、品質の確保、安全の確保、及び雇用の安定等が保証されるところである。そのためには最低制限価格制度は、必要不可欠なものである。

受注希望型競争入札（一般競争入札）が実施され、変動最低制限価格制によると、不良業者の意識的・不当価格（本人は失格承知での超安値入札）によりダンピングの助長が懸念される。

水準としての85%は、低入札価格調査基準の公契連モデルの上限値によるものであり、この数値が良質な構造の提供出来得る限界と考える。

## 3. 県外企業の支店・営業所の扱いについて

県外企業の支店・営業所の扱いについては、国際入札等大規模工事かつ高難度の技術に対応できる企業とし、支店・営業所において一切の権限を有する者とする。

## 4. 共同企業体の扱いについて

### 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的に難度が高い工事については、県内企業が工事経験や技術移転を得るために存続を要望する。

### 経常建設共同企業体

従来どおりに認め、事業協同組合についても同様とする。

## 5. 請負業者との発注、契約等について（下請業者について）

下請業者として県内企業とされることは良いが、入札前における下請業者等の明示条件の義務は、受注未確定な時点では不可能である。

## 6. その他

技術と経営に優れた企業が生き延びられる環境創りと、不良不適格企業の参入の徹底排除と、正直者が馬鹿を見ない制度の創出を要望する。

平成14年度の受注希望型入札制度の導入後の建設工事の平均落札率は75.5%であった。そのうちの、実に43%が低入札調査個所であった。

平成15年4月に長野県公共工事入札等適正化委員会は、入札制度改革の中間とりまとめをし、指名停止措置の強化、検査室の設置、検査回数の増加、談合調査部署の設置、契約約款に損害賠償条項等の追加、談合情報対応マニュアルの見直し、など入札制度改革をさらに進めた。

低入札価格調査制度については、最低価格者から5番目までの5社の入札価格の平均値の85%を調査基準価格とし80%を失格基準価格とする変動最低制限価格制度を導入した。平成15年度に入り、平均落札率は60%台に下がり、一般競争入札によるダンピング受注はまさに熾烈な闘いになった。50%、60%台の受注が頻発し、中には30%台の入札も発生した。

県は低価格による入札の場合は低入札価格調査制度により調査を行い契約するとしていたが調査制度は機能せず、価格のみの競争が横行した。建設業者は、長引く不況の影響できわめて厳しい経営環境に置かれている上に、県の策定した「財政改革推進プログラム」による投資的経費の削減による公共投資の減少と入札制度改革による低価格受注のダブルパンチを受けることとなった。

## 3. 長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会の設置

このため長野県建設業協会は入札制度改革への対応が緊急の課題であるとして長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会を設置してその対策を検討することとした。

検討委員会の委員と設置要綱は次のとおり。

平成15年度検討委員会 委員			
	氏名	職業	役職名
委員長	笹川 明	大学教授	信州大学工学部教授
委員長代行	田中 善助	弁護士	
委員	清水 一郎	団体役員	建設業適正取引推進機構理事長
委員	新井庄市郎	会社社長	新建新聞社社長
委員	北澤 文教	団体職員	技術参与
委員	中澤 英	会社社長	協会副会長
委員	佐々木 力	会社社長	協会常任理事
委員	北原 隆光	会社社長	協会常任理事
委員	太田喜八郎	会社社長	協会監事
委員	大久保弘男	会社社長	協会理事

長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会設置要領

平成15年 6月

（目的）

第1 長野県が発注する建設工事にかかわる入札制度及び県内で多発するダンピングの実調査検討を行い、その対策を講ずるため、長野県建設業協会に長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会（以下「入札制度等対策検討委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2 入札制度対策委員会の委員は別表に掲げる者を以ってあて、会長が委嘱する。

- (2) 委員長は委員の互選とする。
- (3) 委員長代行は、委員長の指名とする。

（会議）

第3 委員会は委員長が召集する

（調査等）

第4 入札制度等対策検討委員会は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 一般競争入札制度にかかわる地域要件等
- (2) ダンピングの実態
- (3) 工事原価の実態
- (4) 最低制限価格と低入札価格調査制度の検討等
- (5) その他入札制度等に関連する事項

（調査等の期間）

第5 入札制度等対策検討委員会の調査検討の期間は、概ね平成15年12月末とする。

（講ずべき対策の策定）

第6 入札制度等対策検討委員会は、第4に掲げる事項について調査を行い、現行の入札制度等について、合理的な改善方を総合的に検討して、対策を策定するものとする。

第7 入札制度等対策委員会の事務局は長野県建設業協会に置く。

第8 この要領は15年7月9日から施行する。

4. 長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会の審議の経過

第1回検討委員会を平成15年7月9日に開催した。

討議議題

- 1. 長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会設置要領について
- 2. 公共工事の入札・契約制度について
- 3. 長野県の建設工事に係る受注希望型入札制度について
- 4. 長野県の入札制度改革（中間取りまとめ）の概要について
- 5. ダンピング対策について
- 6. 試行期間の入札結果について

委員会のあと協会内部委員により協会が抱えている課題の検討を行った。

第2回検討委員会 平成15年8月4日

討議議題

協会が抱えている入札制度に対する課題等の検討

- (1) 予定価格の事前公表の撤廃
- (2) 地域要件の緩和及び工事規模の引上げ
- (3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格審査の運用について
- (4) 変動最低制限価格の廃止及び固定制最低制限価格の設定について

この課題について県発注技術検討委員会オブザーバーにも検討を依頼する。

協会内部委員による課題の検討会を、県発注技術検討委員会オブザーバーを加えて2回開催する。

第3回検討委員会 平成15年8月18日

県発注技術検討委員会オブザーバーを加えて協会要望事項の検討

第4回検討委員会 平成15年9月8日

討議事項

要望書の審議

要旨

- ・長野県の入札制度改革を三つの理念に基づいて試みを行ったことは評価する。業界としても過去の談合と疑われかねない行為に対して強く反省し、あるべき建設の正業に向けて見直す必要がある。
- ・産業構造の変化の側面から建設業の自己変革が迫られている。従来の公共事業依存体質から個々の企業も変わっていかねばならない。
- ・入札制度による試行結果は好感をもって受け止めることはできない。それは予定価格と落札価格との間にあまりにも大きな落差が生じているからである。
- ・公共事業は県民のために「良い物」を創ることにあるはずである。現状は安値受注による下請への圧迫という現象である。これでは良質な公共物はできようはずがない。
- ・建設業は地域の基幹産業である。それだけに急速に構造を変えようとする、地域に与える影響があまりにも大きく地域社会が疲弊してしまう。スローアップ・アンド・ターナダウン（ゆっくり落ち着いて）を図って行くことが大事である。
- ・今後、赤字となる価格での応札は協会員として自粛する。
- ・協会員は真に県民に必要とされ信頼される建設業者になるために、古い体質の企業経営から脱皮、信頼と近代化に向けた構造改善などについて今後も引き続き企業努力をする。

要望事項

- (1) 予定価格の事前公表の撤廃
- (2) 地域要件の緩和および工事規模の引上げ
  - ・4ブロックを10ブロックに
  - ・県内一円（土木一式工事）8,000万円以上を1億6,000万円以上に
- (3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格審査の運用について
  - 「主任技術者の適正配置に関する要件」を追加し、主任技術者は6カ月以上継続して雇用している者とする。
- (4) 変動最低制限価格の廃止および固定制最低制限価格の設定について
  - 予定価格の設定は、市場価格を的確に反映させた積算により計上し、企業経営が成り立つ固定制最低制限価格を設定する。

要望書の提出

以上を要望書として平成15年9月24日提出する。

要望先 長野県知事 副知事 出納長 関係部局長  
 長野県議会 正副議長 総務警察・土木住宅・農政林務・各委員長  
 長野県公共工事入札等適正化委員会委員長  
 長野県発注技術等検討委員会委員長  
 平成15年9月から予定価格は事後公表となる。

## 5. 長野県建設産業団体連合会の総決起大会

県民を取り巻く経済・雇用環境が企業倒産の激増、リストラによる失業者の増大など最悪の事態になった。長野県建設産業団体連合会は、元請、下請、資材業者、測量設計、建築設計コンサルタント等建設関連団体のすべてを組織した団体として2,000名の総決起大会を10月6日に開催し下記事項を決議した。

1. 景気回復のための補正予算

2. 財政改革推進プログラムの実施期間延長
3. 公共事業費削減の緩和
4. 試行による一般競争入札の速やかな検証と改善
5. 技術力と経営能力に優れた業者が生き残れる施策実施
6. 工事並びに設計委託に係る入札地域要件の緩和
7. 変動最低制限価格の廃止と固定式最低制限価格の設置

## 6. 長野県議会に対する公共工事等における入札制度の改善についての請願

受注希望入札制度試行の結果予定価格を大幅に下回る額による落札が相次ぎ、粗雑工事、安全対策の不徹底、下請業者に対する不当なしわ寄せが懸念されたため下記について県議会に請願をした。

1. 固定式の最低制限価格制度の設置
2. 予定価格の事前公表の廃止
3. 1億6,000万円以下の工事は発注機関の管内業者に発注を限定

請願は9月定例会において、10月10日採択された。

## 7. 低入札価格調査制度の見直し

平成15年12月20日以降公告の入札から調査制度と失格基準の見直しがされ、調査基準価格以下の工事について直接工事費が県積算の80%以下、諸経費の合計が自らの直接工事費の25%以下は失格となった。

## 8. 建設業に従事する人々と県の職員との意見交換会

平成16年4月から県は現地機関ごとに県と建設従業者との意見交換会を開催した。

- 入札制度・契約制度についての主な意見・要望
- ・地域要件を、現在の全県および4ブロックを10広域または15建設事務所単位にしてほしい。
  - ・失格基準を上げてほしい。現行の失格基準は工事の規模にかかわらず一定なのはおかしい。
  - ・固定最低制限価格（80%または85%）を設定してほしい。
  - ・災害復旧事業等地域に関連の深いものは、管内業者および地域に配慮した発注をお願いしたい。
  - ・除雪委託業務の発注方法を見直してほしい。
  - ・低入札調査制度は、結果が出るまで時間がかかり、提出書類が多すぎる。調査制度を見直してほしい。
  - ・新客観点数の加点項目のうち、表彰、ISO、災害協定、地域貢献について見直してほしい。
  - ・不良・不適格業者へのペナルティーを明確に行うべきである。

## 9. 長野県知事と長野県公共工事入札等適正化委員会への要望

適正化委員会が平成16年7月7日に開催されるにあたり長野県建設業協会は以下について再度要望した。

- ・予定価格の事前公表を行わないこと
- ・地域要件および規模の引上げ
- ・固定式最低制限価格の設定

## 10. 除雪業務委託と災害復旧事業の見直し

平成16年度の除雪業務委託について、受注希望型入札から随意契約と応募者による指名競争入札に変更された。

災害復旧工事の本復旧工事については地域要件を「原則地方事務所単位」に狭めた受注希望型競

争入札に9月1日から変更された。

### 11. 建設工事コスト調査について

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領では失格判断基準を諸経費の25%として運用していた。県は「失格判断基準」を見直すため建設工事コスト調査を実施した。長野県建設業協会は建設工事コスト調査の説明会を開催し、会員に調査への協力を要請した。

コスト調査結果から次のことが判明した。

1. 最終実行予算の直接工事費は、県積算額（設計価格）の直接工事費の88.6%（平均）
2. 最終実行予算の直接工事費に対する当該諸経費率の平均は43.2%
3. 調査工事全体の損益額の単純平均値が赤字（支出超過）を表している。赤字（支出超過）の最終契約金額に対する比率は単純平均で19.9%
4. 最終設計金額に対する最終実行予算の比率の単純平均は78.3%

### 12. 建設工事の失格基準価格の改定について

県は建設工事のコスト調査の結果を踏まえ、平成16年12月20日公告以降の工事の受注希望型競争入札および参加希望型競争入札の失格基準価格の改定をした。

- ・ 予定価格が100万円を超え～2億円未満の建設工事に適用。
- ・ 失格基準価格は予定価格の75～80%に設定された。
- ・ 失格基準価格は予定価格を下回る者の下位5社平均に0.95を乗じた額とした。

### 13. 総合評価落札方式について

価格以外の要素（技術力、施工能力等）も評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に判断して、技術と価格の両面から見て最も優れた者を落札者とするため「総合評価落札方式」が平成17年1月から試行された。

### 14. 平成16年度長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会の開催

入札制度に一部改善が見られたが引き続き低価格入札が続いている状況の中で平成16年度の長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会を設置した。

委員会は下記のように4回の委員会と長野県経営戦略局・土木部の担当者との勉強会を開催し審議を重ね、平成16年度長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会報告書を平成17年3月22日に笹川委員長から中澤会長に提出した。

平成16年11月11日 第一回長野県建設業協会入札制度等対策検討委員会

平成16年度検討委員会委員

	氏名	職業	役職名
委員長	笹川 明	大学教授	信州大学工学部教授
委員長代行	田中 善助	弁護士	
委員	吉野 洋一	団体役員	社団法人建築業協会専務理事
委員	長 尚	元大学教授	元信州大学工学部教授
委員	新井庄市郎	会社社長	新建新聞社社長
委員	大久保弘男	会社社長	協会副会長
委員	佐々木 力	会社社長	協会常任理事
委員	北原 隆光	会社社長	協会常任理事
委員	太田喜八郎	会社社長	協会常任理事
委員	蔵谷 伸一	会社社長	協会常任理事

平成16年12月16日 第二回長野県建設業協会  
入札制度等対策検討委員会

平成16年12月22日 長野県建設業協会入札制  
度等対策検討委員会勉強会

平成17年1月31日 第三回長野県建設業協会  
入札制度等対策検討委員会

平成17年3月3日 第四回長野県建設業協会  
入札制度等対策検討委員会

報告書の要旨

長野県の入札制度改革について

1. 予定価格について

予定価格は標準的な施行を想定して、実勢価格に基づいて積算されている。基本的には適正価格である。しかし現状は予定価格を何十%も下回る応札が続出している。このような状況では、もはや予定価格の意味をもっていない。落札をねらうために落札率をかける基準価格の意味がなくなり、応札額は良心的な企業活動を前提とした価格という意味はない。発注者として弾いた予定価格に自信を持って対処してほしい。

2. 失格基準価格を予定価格の75～80%とする変動最低制限価格制度について

一 客観性への疑問

調査は偏った結果のおそれがある。

二 妥当な水準かという疑問

低価格入札の状況での調査をもとに決めた水準であり乱れた状況を追認したことになり、適切な価格水準が維持できない。

三 落札率を失格基準とする欠陥

多くの落札額が失格基準価格近くに集中し、その結果が実勢価格に反映されデフレスパイラルに落ち込む。

四 利潤なし、もしくは赤字を強いる欠陥

純粋な利潤を見込めない水準の落札になる。

3. 総合評価落札方式について

価格以外の評価点が5～10点と相対的に低く、各評価項目への配点が少ないので、有意な差が付き難く、低価格入札での応札を阻止する働きはなく、このままの方式では、その効果は期待できない。

思い切った加算点のアップを図らなければならない。

4. 公共工事入札方式のあり方について

落札率だけで決まる欠陥を廃し技術評価と適正な価格の確保を目指した入札方式の構築

① 技術力の保証策

請負人・現場代理人の明記条件を一定金額以上の工事に義務付ける。

会社の技術職員名簿の入札時添付の義務付け。

② 適正な履行の確認策

適正さが疑われる契約案件について、下請泣かせ、低賃金、粗悪材料の使用についての竣工前調査、竣工後に工事コストの内訳書提出と監査の義務付け、竣工前・竣工後監査は第三者機関に委託する。

③ 低価格落札の阻止の対策案

見積もりの中に一定の利潤を見込まない入札は失格とする。

④ 効果的な総合評価落札方式の採用

⑤ 価格点を思い切って下げ、高い水準の失格基準価格を設定した総合評価落札方式を採用する。

5. 長野県建設業界の窮状とその打開策

長野県のコスト調査では、県の建設工事で平均19.9%もの赤字を出している。昨年来の見直しで若干の改善は期待できるものの赤字受注が続くことは疑う余地がない。このため、倒産の増加、リストラ、常用雇用から非常用雇用への転換、給与削減、手持ち機械の削減、下請への無理強い、工事管理の不十分、安全管理の不徹底、無理な工期の短縮などさまざまな弊害が生じている。

このような状況を打開するためには、

- ・業界の自助努力と低価格落札をなくすことが基本的に必要である。
- ・技術評価と適正な価格を目指した入札方式の構築を検討し実施する。
- ・地元業者の育成のため工事規模500万円～1億6,000万円の土木一式工事の入札参加要件を建設事務所等発注機関管内業者にすべきである。

15. おわりに

長野県建設業協会はこの報告書をもとに県に要望書を提出する予定である。

失格基準の見直しにより落札率が若干改善された部分もあるが、失格基準ぎりぎりのところでの入札が依然として続いている。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が4月から施行される。公共工事の品質が十分保証される価格による入札制度の確立を願うところである。